

入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式(特別簡易型))を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 平成30年度改修重要第3 -1 -2 -3号 油津港 第10岸壁 岸壁改良工事 3工区
- (2) 事 業 名 港湾改修事業(重要・内地)
- (3) 路線(河川)名 重要港湾 油津港
- (4) 工 事 場 所 日南市大節
- (5) 工 期 130日間
- (6) 工 事 概 要 油津港 第10岸壁
延長L = 18.6m
上部工 L = 18.6m
アンカー工 N = 10本
L = 860m
舗装工 A = 198㎡
- (7) 予 定 価 格 (落札者決定後公表)
(予定価格に108分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (9) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の試行工事である。
- (10) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 特別簡易型
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく平成30・31年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

| 建設工事の種類 | 土木一式工事 | 等級区分 | 特A級 |
|------------------|--|------|-----|
| 事業所の所在地に関する事項 | 宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所(本店)を有していること。 | | |
| 施工実績に関する事項 | <p>次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。</p> <p>ア 平成15年度以降に完成した国、県、市町村発注工事であること。</p> <p>イ 土木一式工事であること。</p> <p>ウ 次のいずれかを含む工事であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾等工事(注1) ・ 海岸工事(注2) <p>なお、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有していれば足りる。</p> | | |
| 会社の工事成績に関する事項 | 県が発注する建設工事の施工実績がある者(経常JVは各構成員を含む。)にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。 | | |
| 配置技術者に関する事項 | <p>1 次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級土木施工管理技士 ・ 一級土木施工管理技士と同等以上の資格 <p>イ 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p> <p>エ 入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。</p> <p>オ 3か月以上の雇用関係を有する者であること。</p> <p>2 経常JVで申請する場合にあっては、上記技術者のほか、上記技術者を配置する構成員以外の構成員が次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・ 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 <p>イ 入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。</p> <p>ウ 3か月以上の雇用関係を有する者であること。</p> | | |
| 設計業務受託等の関連に関する事項 | <p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。</p> <p>受託者の商号又は名称 株式会社 センク21</p> <p>受託者の本店の所在地 東京都中央区日本橋富沢町10-18</p> <p>2 ア又はイに該当する者でないこと。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> | | |
| その他の事項 | 条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式)公告共通事項書2に示す事項 | | |

注1 港湾等工事とは、作業船を利用した海上工事と作業船は使用しないが潮汐、波浪の影響のある場所での工事をいう。

注2 海岸工事とは、離岸堤、護岸、突堤などの海岸保全区域内での工事をいう。

上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス:
http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi.nyusatsu.nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲覧場所：油津港湾事務所(日南市油津4丁目12番16号)
 閲覧期間：平成30年12月10日から平成31年1月8日まで
 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札日程等に関する事項

| 入札手続等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
|--------------|---|---|
| 設計図書閲覧及び貸出 | 平成30年12月10日から 平成31年1月8日まで | 宮崎県公共事業情報サービスで閲覧(1)・ダウンロード可 油津港湾事務所で閲覧・貸出(2) |
| 質問の受付 | 平成30年12月10日から 平成30年12月18日17:00まで (平成30年12月28日17:00まで) | 技術申請書に関する質問 ()は、設計図書など上記以外に関する質問 いずれも電子メールで送付すること。 アドレス: aburatsu-kowan@pref.miyazaki.lg.jp |
| 回答の閲覧 | 平成30年12月10日から 平成31年1月8日まで | 宮崎県公共事業情報サービスに掲示 |
| 技術申請書の受付期間 | 平成30年12月10日から 平成30年12月21日まで | 油津港湾事務所に郵送(郵便書留など配達記録確認ができるものに限る)又は持参すること。 |
| 入札書受付期間 | 平成31年1月7日7:00から 平成31年1月8日9:50まで | 入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事内訳書の添付のない入札は無効となります。 |
| 開札日時 | 平成31年1月8日10:00 | 油津港湾事務所(入札室) |
| 低入札調査資料の提出期限 | 平成31年1月10日17:00まで | 油津港湾事務所に持参すること |
| 入札結果の公表(3) | 平成31年1月16日から 平成32年3月31日まで | 宮崎県公共事業情報サービスに掲示 |

- (1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス(<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)
 (2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
 (3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているため、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式)公告共通事項書7により技術資料申請書を提出すること。

(2) 評価基準

- 1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準(簡易型・特別簡易型)を参照すること。
- 2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法
 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。
 なお、当工事の加算点の満点は10点とする。
- 3) この入札において「受注状況」における「過去1年間の受注額」の対象となる工事は、平成29年12月1日から平成30年11月30日までに締結した当初契約とする。

6 契約後VE方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) VE提案者への評価

採用されたVE提案については、当該工事に係る工事成績評価において評価対象とする。

7 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(平成8年4月1日県土整備部管理課定め)(以下「要領」という。)による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。
調査対象者(失格基準価格による失格者を除く調査基準価格を下回った入札を行った者をいう。)がいる場合は、落札決定を保留し、調査対象者が評価値の最も高い者である場合は、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定するものとする。
また、調査対象者が本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講ずることとする。(詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。)

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点(土木一式工事)」は「84点」とする。

8 その他の事項

条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式)公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式)公告共通事項書を参照のこと。)

本工事は、工事写真及び工事完成図の電子納品の試行対象工事である。

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。

本工事は、女性技術者等職場環境改善モデル工事の試行対象工事である。

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

| 評価の視点 | 評価項目 | 評価基準 | 地域要件 | |
|-----------------------------|--|--|---------|-----------------|
| | | | 全県一区(2) | |
| | | | ウェイト | 配点 |
| 企業の技術力 | 施工実績 <過去15年間の同種工事(国、県)の施工実績> | 配点 × $\frac{\text{実績件数}}{3 \text{件(満点件数)}}$ 実績件数 3件 (3件以上は満点) | 38 | 12 |
| | 県工事成績 <過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点> | 配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{点})}{(85 \text{点} - 65 \text{点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点 | | 26 |
| | 受注状況 <環境森林部、農政水産部、県土整備部> | 港湾工事(舗装工事を除く)における過去1年間の受注状況 K 1 " 1 < K 2 " 2 < K | | 0 -10 -20 |
| 企業の取組 | 評価の対象外 | | | |
| | 不履行のペナルティ | 当該年度、又はその前年度において、「若手技術者の育成」の評価を受け受注したが、不履行があった | | -2 |
| 企業の地域社会貢献度 | 地域精通度 | - に本店がある | 22 | |
| | | - に支店又は営業所がある | | |
| | | 上記に該当しない | | |
| | 地域貢献・災害時の協力体制 | ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力的体制(広域応援)にある | | 10 |
| | | ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力的体制(支部内応援)にある | | 8 |
| | | ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、知事との防災協定に加入している | | 4 |
| | | ボランティア等の地域貢献の実績がある、又は、知事との防災協定に加入している | | 2 |
| | | 上記に該当しない | | 0 |
| | 公共施設保全への取組み | 油津港湾事務所管内 で港湾・漁港ハトール、緊急施行工事(港湾関係)又は小規模業務委託(港湾関係)の実績がある | | 8 |
| | | 宮崎県内 " | | 4 |
| 上記に該当しない | | 0 | | |
| 環境保全対策への取組み | IS O14001又はエコアクション21を取得している | 2 | | |
| | 上記に該当しない | 0 | | |
| 地産地消への取組 | 評価の対象外 | | | |
| 雇用者の状況 <新規学卒者、障がい者、消防団員> | 該当する者を2名以上雇用している(又は、指定学科卒業の新規学卒者を1名雇用している) | 2 | | |
| | 該当する者を1名雇用している | 1 | | |
| | 上記に該当しない | 0 | | |
| 配置予定技術者の能力 | 施工経験 <過去15年間の主任(監理)技術者等の同種工事(国、県)の施工経験> | 配点 × $\frac{\text{経験件数}}{2 \text{件(満点件数)}}$ 経験件数 2件 (2件以上は満点) | 30 | 15 |
| | 工事成績 <過去5年間の同一業種の工事成績(国・県)の最高点> | 配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{点})}{(85 \text{点} - 65 \text{点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点 | | 15 |
| 得点(満点) | | | | 90 |

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 10点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 / 90 (得点(満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点) + 加算点) / 入札額

施工体制評価点(10点)については、調査基準価格以上の入札者に加算する。

同種工事等の設定

| | 同種工事の名称 | 同種工事の番号 | 備考 |
|------|-----------------------|----------|-----------|
| 同種工事 | 港湾等の岸壁耐震補強工事(アンカー工事) | - | 詳細を表-2に記載 |
| 同種工事 | 港湾等のケーソン据付工事(1,500以上) | H30-港湾-2 | 詳細を表-2に記載 |
| 同種工事 | 港湾等のケーソン据付工事(1,500未満) | H30-港湾-3 | 詳細を表-2に記載 |
| 類似工事 | | | |

表2 同種工事の詳細

| 同種工事の名称 | 港湾等のケーソン据付工事 (1,500t以上) | 同種工事の番号 | H30 - 港湾 - 2 |
|--|----------------------------|---------|--------------|
| <p>< 同種工事の定義 ></p> <p>「港湾等のケーソン据付工事(1,500t以上)」とは、～ の全てを満たす工事とする。</p> <p>国又は県が発注した海上工事 宮崎県内で施工した工事 当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事 港湾等の工事に関する1,500t以上のケーソン据付工事を含む工事</p> | | | |
| <p>1. 国又は県に該当する発注者</p> <p>国 : 国土交通省、農林水産省など 県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など</p> <p>(該当しない発注者)</p> <p>各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など</p> <p>2. 「海上工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水士船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。</p> <p>3. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事をいう。 (注) 災害復旧工事などの事業も対象とする。</p> <p>4. 「1,500t以上のケーソン据付工事」とは、岸壁、物揚場、防波堤、護岸、防砂堤、突堤のケーソン(本土工)の据付工事をいう。 (注) 1,500t以上とは、ケーソン本体重量のことであり、摩擦増大マットやパラスト材は含まない。</p> <p>5. 「港湾等のケーソン据付工事(1,500t以上)」に該当する工事</p> <p>防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、海岸施設等のケーソン据付工事 など</p> <p>6. 「港湾等のケーソン据付工事(1,500t以上)」に該当しない工事</p> <p>ケーソン製作のみの工事(ケーソン据付を含まない工事) ケーソン以外の据付工事</p> <p>セルラーブロック、方塊(コンクリートブロック)、直立消波ブロック、L型ブロック、異形消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック など</p> | | | |

表2 同種工事の詳細

| 同種工事の名称 | 港湾等のケーソン据付工事 (1,500t未満) | 同種工事の番号 | H30 - 港湾 - 3 |
|--|----------------------------|---------|--------------|
| <p>< 同種工事の定義 ></p> <p>「港湾等のケーソン据付工事(1,500t未満)」とは、 ~ の全てを満たす工事とする。</p> <p>国又は県が発注した海上工事</p> <p>宮崎県内で施工した工事</p> <p>当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事</p> <p>港湾等の工事に関する200t以上1,500t未満のケーソン据付工事を含む工事</p> | | | |
| <p>1. 国又は県に該当する発注者</p> <p>国 : 国土交通省、農林水産省など</p> <p>県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など</p> <p>(該当しない発注者)</p> <p>各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など</p> <p>2. 「海上工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事において作業船(起重機船、台船、曳船、ガット船、潜水士船等を1隻以上又は兼用船を1隻以上)を用いて行う工事をいう。</p> <p>3. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事をいう。</p> <p>(注) 災害復旧工事などの事業も対象とする。</p> <p>4. 「200t以上1,500t未満のケーソン据付工事」とは、岸壁、物揚場、防波堤、護岸、防砂堤、突堤のケーソン(本土工)の据付工事をいう。</p> <p>(注) 200t以上1,500t未満とは、ケーソン本体重量のことであり、摩擦増大マットやパラスト材は含まない。</p> <p>5. 「港湾等のケーソン据付工事(1,500t未満)」に該当する工事</p> <p>防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、海岸施設等のケーソン据付工事 など</p> <p>6. 「港湾等のケーソン据付工事(1,500t未満)」に該当しない工事</p> <p>ケーソン製作のみの工事(ケーソン据付を含まない工事)</p> <p>ケーソン以外の据付工事</p> <p>セルラーブロック、方塊(コンクリートブロック)、直立消波ブロック、L型ブロック、異形消波ブロック、被覆ブロック、根固ブロック など</p> | | | |

表2 同種工事の詳細

| 同種工事の名称 | 港湾等の岸壁耐震補強工事 (アンカー工事) | 同種工事の番号 | - |
|--|--------------------------|---------|---|
| <p>< 同種工事の定義 ></p> <p>「港湾等の耐震補強工事(アンカー工事)」とは、 ~ の全てを満たす工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国又は県が発注した工事 宮崎県内で施工した工事 当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事 港湾等の工事に関するアンカー工による岸壁耐震補強工事を含む工事 | | | |
| <p>1. 国又は県に該当する発注者</p> <ul style="list-style-type: none"> 国 : 国土交通省、農林水産省など 県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など <p>(該当しない発注者)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など</p> </div> <p>2. 「港湾等の工事」とは、港湾、漁港、水産、海岸等の工事をいう。 (注) 災害復旧工事などの事業も対象とする。</p> <p>3. 「アンカー工」とは、「グラウンドアンカー設計施工基準・同解説」に基づき設計・施工された最低アンカー長7m以上で施工する工法をいう。</p> <p>4. 「岸壁耐震補強工事」とは、係留施設の耐震化を目的とした新設または補強する工事をいう。</p> | | | |

(別紙)

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。(要領第2条)
- 2 調査基準価格を下回る入札(以下「低価格入札」という。)の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。(要領第3条)
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者(以下「失格者」という。)を除く低価格入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)がいる場合は、落札決定を保留する。(要領第5条)
- 4 失格者を除く低価格入札者(以下「調査対象者」という。)は、最高評価値者(総合評価落札方式にあって評価値が最も高い者をいう。)であっても落札者又は落札候補者とならない場合がある。(要領第7条)
- 5 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。(要領第7条)
- 6 調査対象者が契約する場合、以下の措置を講じること。(要領第13条)
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者^注を1名現場(工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。)に専任で追加配置(以下「追加配置技術者」という。)することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。
ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領(平成13年4月13日技術企画課定め)による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項(平成22年7月県土整備部定め)による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 低価格入札者が契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。(要領第14条)

注) ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。